

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月六日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十九号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十八年広島県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則別表平成二十一年四月一日以後の項中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。